

## 災害に強い森づくり事業実施要領

最終改正：令和6年4月23日

### 第1 趣旨

災害に強い森づくり事業（以下「本事業」という。）の実施の取扱いについては、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）、千葉県森林整備事業実施要綱、千葉県森林整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）、災害に強い森づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

### 第2 事業の内容等

- 1 要綱第2条に規定する重要インフラ施設周辺の森林において、風倒木や土砂流出等による施設への被害を未然に防止するために実施する事業とする。
- 2 事業内容及び対象となる範囲は、次のとおりとする。

事業内容	対象となる範囲
(1) 市町村道等周辺森林整備	
ア 人工造林	優良な育成单層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）とする。
イ 下刈り	植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去とする。
ウ 保育間伐	適正な密度管理を目的とする、12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積（被害木を含む。）とする。
エ 更新伐	育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合は10齢級以上の場合に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らしとする。
(2) 発生材の運搬	(1)のア、ウ及びエに規定する施業によって伐倒、林外

搬出した発生材を、林外において活用するために必要な運搬とする。

### 第3 採択の基準

1 事業を実施しようとするものは、次に掲げる要件に該当する森林において行うものとする。

(1) 事業の対象区域は、原則として森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定による森林であること。

(2) 第4の2で規定する事業主体のうち、市町村に当たっては、自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定（本事業による補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨等を定める協定をいう。以下同じ。）を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。

また、第4の2で規定する事業主体のうち、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、市町村、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。

なお、協定については、事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記することを努めること。

2 要綱第2条第1号（1）のア～エについて、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 1施工地（1施工地とは、原則として接続する区域とする。以下同じ。）の面積が0.1ha以上であること。

(2) 特殊地拵え

次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

ア 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30m<sup>3</sup>以上80m<sup>3</sup>以下で小径木が大部分を占める森林において行うものであること。

イ 被害森林の特殊地拵えを行う場合、気象害等の被害を受けた森林の風倒被害率が35%以上であること。

また、被害森林の1ha当たりの立木材積が30m<sup>3</sup>以上であること。

(3) 植栽

特殊地拵えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度の初日から起算して2年内に植栽による更新を行うものとする。

(4) その他

(1)～(3)の他、千葉県森林整備事業実施要領の運用2及び3によるものとする。

事業内容については、「森林の風倒被害対策の技術資料（案）（令和3年3月30日付千葉県農林水産部森林課）」や「災害に強い森づくりにおける植栽の手引き（令和3年10月付技術資料）」等を参考に普及指導員の助言のもと、適切な事業内容を選択することとする。

### 第4 補助事業者及び事業主体

補助事業者及び事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次のとおり定める。

1 補助事業者

市町村

2 事業主体

(1) 市町村

(2) 森林組合等

森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。

(3) 森林整備法人等

森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)

第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。

(4) 特定非営利活動法人等

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。

(5) 民間事業者

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者をいう。

## 第5 補助金の交付

- 本事業を実施しようとする補助事業者は、要綱第4条の規定により、災害に強い森づくり事業補助金交付申請書を作成し、所管の林業事務所長（以下「所長」という。）を経由して、知事に提出する。なお、風倒被害地における現地調査を実施する場合は、実施要領第3の3の規定を準用することとする。
- 知事は、要綱第4条の規定による交付申請があったときは、規則第4条の規定によりその内容を審査し、適当と認める場合は規則第6条の規定により速やかに交付を決定するとともに、別記第1号様式により補助事業者に通知するものとする。

## 第6 補助金受領者に対する条件

補助金受領者に対し、知事は補助金の交付にあたって次に掲げる条件を付する。

- この補助金は、事業目的以外に使用してはならない。
- 補助事業を遂行中、県の要求があったときは、事業遂行に関し必要な報告をしなければならない。
- 補助事業者は、この補助金に係る法令、規則、要綱、要領、その他関係通知等に従わなければならない。
- 補助事業の内容について要綱第5条第1号に定める変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において

ては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

## 第7 実績報告

要綱第7条の規定による実績報告書には、以下の書類を添付すること。

- (1) 位置図（縮尺5万分の1又は2万5千分の1の地形図又は適宜の管内図に施行地の位置とその番号を記したもの）
- (2) 施業図（別記第2号様式）
- (3) 発生材の運搬を実施した場合、発生材の運搬に係る写真、検知野帳及び出荷先の入荷伝票、出荷伝票の写し等運搬の確認ができる資料
- (4) 現地写真（事業実施前、実施中及び完了後の状況、伐採木の搬出及びはい積状況等）
- (5) 施行地内訳表（要綱別紙2）
- (6) 間接費を加算する場合、現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（要綱別紙3）
- (7) 市町村が請負に付して実行した場合、実行経費内訳表
- (8) 搬出集積を伴う保育間伐及び更新伐を実施した場合、搬出材積集計表（別記第3号様式）

## 第8 調査及び検査

- (1) 竣工調査

要綱第7条の規定により実績報告書が提出されたときは、「森林整備事業竣工検査内規」（以下「検査内規」という。）及び実施要領第3の6の(2)、(3)及び(5)の規定を準用して竣工検査を行う。

- (2) 調査方法

測量、材積及び風倒被害率等の調査は検査内規に準ずることとする。

## 第9 補助金の査定

知事は、完成調査の結果に基づき補助金の査定を行う。

- (1) 第2の2の(1)の事業にかかる補助金額の算出は、実施要領第3の7の(1)、(2)の規定を準用する。ただし、査定係数は180とする。
- (2) 第2の2の(2)の事業にかかる補助金額の算出は、実施要領第3の7の(1)の規定を準用する。ただし、査定係数は100とする。
- (3) 市町村が請負に付して事業を実施する場合は、千葉県森林整備事業実施要領の運用8の(1)の規定を準用する。

## 第10 額の確定

知事は、完成調査の結果に基づいてその内容を審査し、実績報告に係る成果が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、規則第14条の規定により交付すべき額を確定し、別記第4号様式により補助事業者に通知する。

## 第11 指導・助言

- 1 所長は、森林の立地条件・土地利用計画・造林計画・林業労働力の動向等、地域の林業を取り巻く実情を踏まえて、造林事業が適正かつ効果的に行われるよう必要な技術的・行政的な指導監督を行うものとする。
- 2 知事及び所長は、必要に応じ、補助事業者に対し、本事業の円滑な実施を図るため、必要な指導・助言を行うものとする。
- 3 市町村長は、本事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて、関係団体に指導・助言を行うものとする。

## 第12 その他

要綱及び本要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に知事が定めるものとする。

### 附 則

- 1 本要領は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 本要領は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 3 本要領は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 4 本要領は、令和4年1月6日以降の令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 5 本要領は、令和5年1月18日以降の令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 6 本要領は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 7 本要領は、令和6年4月23日以降の令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

別記第1号様式（第5の関係）

〇〇指令第 号

（補助事業者）

年 月 日 付け 第 号で申請のあった 年度災害に強い森づくり  
事業補助金については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第4条の規定により、金 円に交付決定する。

年 月 日

千葉県知事

記

- 1 補助事業者は、この補助金に係る法令、千葉県補助金等交付規則、千葉県森林整備事業実施要綱、千葉県森林整備事業実施要領（以下「森林整備要領」という。）、災害に強い森づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、災害に強い森づくり事業実施要領、その他関係通知等に従わなければならない。
- 2 補助事業の内容  
補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。
- 3 この補助金は、事業目的以外に使用してはならない。
- 4 補助事業を遂行中に県の要求があったときは、事業遂行に関し必要な報告をしなければならない。
- 5 補助事業の内容について要綱第5条第1号に定める変更をする場合においては、千葉県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。  
また、国庫補助事業及び県単独事業にまたがる経費の配分の変更については、知事の承認を受けなければならない。
- 6 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- 7 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 8 補助金の額の確定は次による。
  - (1) 要綱第2条第1号に定める事業については、補助事業に要した配分経費に係る実支出額に要綱別表に定める補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額。）とのいずれか低い額とする。
  - (2) 要綱第2条第2号に定める事業については、補助事業に要したそれぞれの配分経費に係る実支出額に要綱別表に定める補助率を乗じて得た額の合計額と、それぞれの配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額。）の合計額とのいずれか低い額とする。
- 9 補助事業者は、知事の承認を受けないで補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）しようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用をしようとする森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用若しくは公共用に供する場合又は天災地変その他やむを得ない事由のためこれによりがたい場合は、知事に協議することができる。
- 10 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに関する部分について、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
- 11 補植、保育等成林に必要な保育管理を行い、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

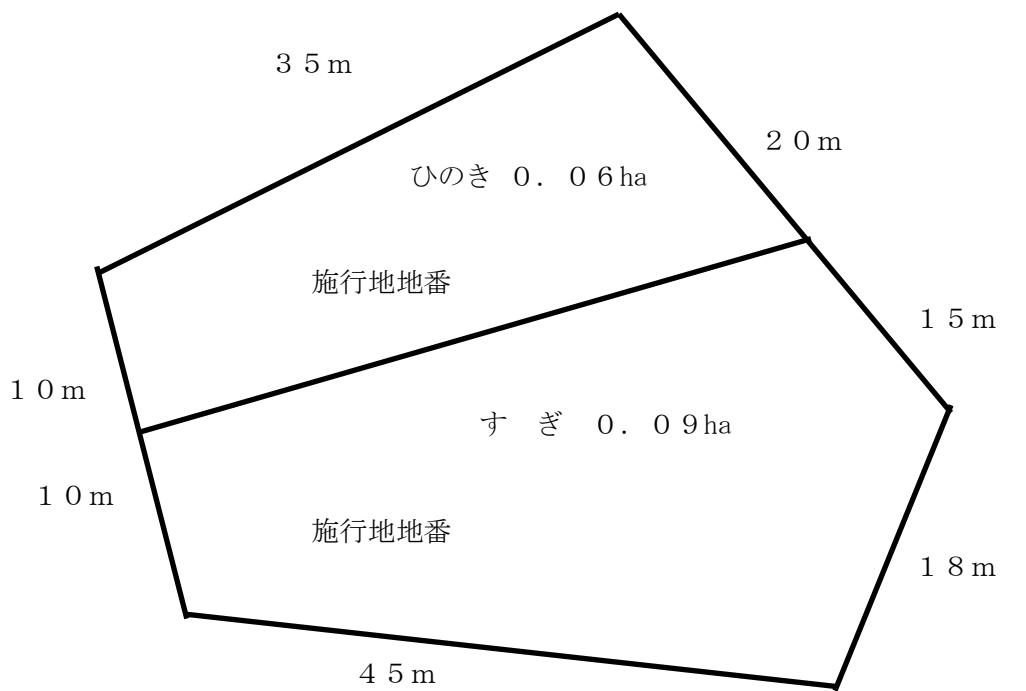
- 12 この補助金の収支決算等を明確に行っておくとともに、証拠書類を事業の終了の翌年度の初日から起算して10年間保存すること。
- 13 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに要綱別記第3号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 14 補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 15 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、当該補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りではない。

別記第2号様式（第7の（2）関係）

## 施業図（例）

1 No.—事業種

2 面積



縮尺 =  $\frac{1}{500}$

※施行地内に既設の森林作業道がある場合は線形及び延長を記載する。

別記第3号様式（第7の（8）関係）

保育間伐・更新伐 搬出材積集計表

番号	施行地 (大字・地番)	面積 (ha)	搬出材積 (m <sup>3</sup> )
1			
2			
3			
4			
5			
計			

(注)

1 本表は申請毎に作成するものとする。

別記第4号様式（第10の関係）

〇〇達第 号

市町村

年 月 日付け 指令第 号で交付を決定した 年度災害  
に強い森づくり事業補助金は、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53  
号）第14条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

千葉県知事